

令和8年6月15日
大阪税関 関西空港税関支署

関係各位

旅客ターミナルビルにおける業務通関の廃止について

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、関西空港税関支署では、携帯品として輸出・輸入される手荷物のうち、業務用貨物等については、第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビル内の入国検査場において、一般商業貨物と同様の輸出・輸入申告手続（業務通関）による対応を行っていますが、下記のとおり、これを廃止することとしたのでお知らせします。

記

1. 理由

入国検査場内への入国者及び空港従業員以外の方の立ち入りをなくすことで、より円滑な旅具通関と厳格な水際取締りを図る。

2. 廃止日

令和8年9月1日

3. 廃止後の手荷物の業務通関について

廃止後の手荷物の業務通関は、次の方法で輸出・輸入申告が可能です。

(1) 通関業者に手続きを依頼

通関手数料、国内における運送料などがかかります。

(2) 関西空港の国際貨物地区にある特別通関部門においてご自身で申告

申告までの手続や通関審査・検査に時間を要する場合があります。時間に余裕を持って窓口にお越しください。(申告当日に許可できない場合もあります。)

関西空港税関支署 特別通関部門

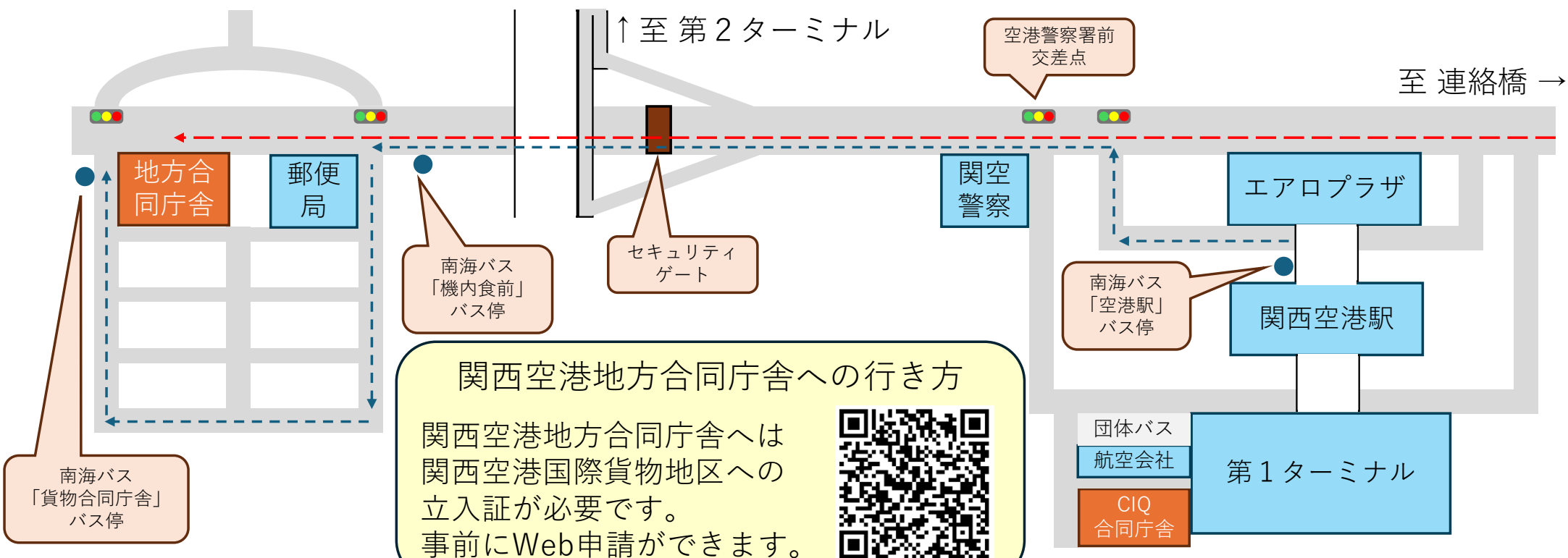
大阪府泉南市泉州空港南1番地 貨物合同庁舎内

※添付の地図を参照してください。

4. 廃止に関する問い合わせ先

関西空港税関支署 第1ターミナル旅具総括部門 0724-55-1530

第2ターミナル旅具総括部門 0724-55-1687



関西空港地方合同庁舎への行き方

関西空港地方合同庁舎へは
関西空港国際貨物地区への
立入証が必要です。
事前にWeb申請ができます。



(申請の詳細はこちら)

●電車・リムジンバスご利用時 (- - - - -)

- ・関西空港駅からエアロプラザへの歩道橋手前、左側にある階段を下りてください
- ・階段を下りて右手の橋の下にある守衛ボックスにて、立入証の貸与を受けてください。
- ・ゲートに立入証をかざして、南海バス「空港駅」バス停に入り、そこからバスに乗ってください。
- ・「機内食前」バス停から徒歩5分、もしくは「貨物合同庁舎」バス停で降車後すぐ。

●自動車ご利用時 (- - - - -)

- ・連絡橋を通過後「第2ターミナル」方面へ向かい、「空港警察署前」交差点前後で右側車線に移ってください。
- ・セキュリティゲートでは「一般車・Web」のレーンに入り、立入証の貸与を受けてください。